

学校の新しいカタチを創造する！

## 学校を核とした地域の「共創」を育むコミュニティエリアの形成

### 雄武町文教地区教育施設等整備基本方針

—児童生徒×教員×保護者×地域×社会—

令和5（2023）年8月

雄武町教育委員会



# 雄武町文教地区教育施設等整備基本方針

## 目 次

第1章 雄武町文教地区教育施設等整備基本方針について	
1 方針策定の背景と目的	1
2 方針の位置付けと対象	2
第2章 文教地区教育施設整備の現状	
1 学校関連施設	3
(1) 学校施設の整備状況と配置	
(2) 児童・生徒数の現状と予測	
(3) 現状の課題整理	
① 学校全体の学習環境の質を確保するための課題	
② 多様な学習形態に対応するための課題	
③ 多様なタイプの児童・生徒の居場所としての学習空間整備の課題	
④ 教職員の働く場としての課題	
⑤ 地域住民や地域施設との連携の課題	
⑥ その他	
2 スポーツ施設	7
(1) スポーツ施設の整備状況と配置	
(2) スポーツ団体の現状	
① スポーツ協会	
② スポーツ少年団	
(3) 現状の課題整理	
① スポーツ施設全体の学習環境の質を確保するための課題	
② 多様なスポーツ形態に対応するための課題	
第3章 文教地区教育施設整備に当たっての考え方	
1 学校施設	9
(1) これからの雄武町の学校教育の基本	
(2) SDG s の実現を目指す雄武の教育	
(3) 学校施設の目指すべき姿	
2 スポーツ施設	13
(1) スポーツ施設の役割	
(2) スポーツ施設の目指すべき姿	

## 第4章 施設改修の計画内容

### 1 学校施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

○基本的な考え方

### 2 スポーツ施設

○基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

## 第5章 地域連携に関する計画内容・方針

### 1 学校施設の地域開放空間(学校の空間を地域に)・・・・・・・・・・21

### 2 学校施設と地域施設又はスポーツ施設との連携・相互活用(地域施設、スポーツ施設を学校が活用)・・・・・・・・・・21

### 3 防災拠点・避難所としての機能・・・・・・・・・・21

### 4 将来的な地域施設との複合化の可能性・・・・・・・・・・21

### 5 当該エリアにおける将来展望・・・・・・・・・・21

## 第6章 整備の進め方、実行計画

### 1 整備スケジュールと決定のための基本的な考え方・・・・・・・・・・23

### 2 推進体制と計画的な整備の実施・・・・・・・・・・24

### 全体スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

## 第1章 雄武町文教地区教育施設等整備基本方針について

### 1 方針策定の背景と目的

雄武町の公立小・中学校の校舎は、令和5年度をもって廃校となる小学校を除くと小学校2校、中学校1校の全3校であり、どの校舎も築40年を超えている。インフラ長寿命化や公共ストック活用が叫ばれる中、老朽化施設への対応は喫緊の課題となっている。

一方で、新学習指導要領の導入（令和2年度から）により、小・中学校共に「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った教育が推進され、少人数学習、ICT活用など多様な授業実践が展開しつつある。発見学習、探求学習、問題解決学習、体験学習、調査学習や、グループディスカッション、グループワーク等の機会が増え、従来の一斉授業に適した学校空間では、柔軟な教育活動の実施が困難であることも否めない。また、少子化に伴う児童・生徒の減少により教育活動が限定的になるなど課題も多くなっている。

さらに、自然災害が多いわが国における公立小・中学校などの公共施設は、非常時に避難所となり安全な居場所として機能することが求められる。加えて日常の学校では体育館、特別教室等の地域開放等を通して有効活用され、コミュニティ・スクール制度（学校運営協議会制度）を活用しながら地域と共に運営していくべき施設でもある。

雄武町では、令和2年3月に「雄武町教育施設長寿命化計画」を策定し、学校施設については長寿命化改修を、社会体育施設については全面改築を基本として行うこととしてきた。しかし、多様な機能が求められる社会情勢においては、施設の建築構造的な性能評価のみならず、地域の拠点施設として、文教地区教育施設敷地内の屋内、屋外施設を含めた集合体が、児童・生徒及び町民のための魅力的な学習空間となっているかを評価し、整備を行っていくことが求められる。

本方針は、より魅力的な教育施設の整備に向けて、これまでの学校施設や社会体育施設整備の現状と課題を踏まえた上で、今後、施設を改築するために考慮すべき事項や考え方、学習空間の計画内容、整備の進め方や実行計画案等を示し、次の文教地区教育施設等基本構想策定に向けての提案的位置づけになるものである。

## 2 方針の位置付けと対象

本方針は、文教地区と銘打った雄武町字雄武1381番地の1他一帯のエリアにある文教施設等の枠組みを決定するマスタープランに準ずるもの（イメージプラン）であり、各学校の学校経営方針と今後の多様な学習形態の展開を受け止める学校施設整備及び町民が求めるスポーツ施設、あるいは将来的に地域の共創を育むために考えられる文教以外の施設を含めた整備方針である。

なお、本指針の対象は、雄武小学校、雄武中学校、学校プール、学校給食センター、ファミリースポーツセンター、武道センターとその周辺に整備されるグラウンドなどの屋外施設とする。

### 文教地区教育等施設の現状【位置図】



## 第2章 文教地区教育施設整備の現状

### 1 学校関連施設

#### (1) 学校関連施設の整備状況と配置

建物等名称	建築年度		延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	位 置
	校舎等	体育館			
雄武小学校	S 57	S 58	4,577	39,312	字雄武 1381-1
雄武中学校	S 53	S 53	5,238	52,052	字雄武 1490-1
学校給食センター	H26	—	689	小学校敷地内	字雄武 1381-1
学校プール	S 55	—	801	中学校敷地内	字雄武 1490-1

#### (2) 児童・生徒数の現状と予測

令和5年8月末日現在の文教地区対象地域における学校数、児童・生徒数及び学級数の状況は、小学校が1校(3校)、児童数141人(171人)、学級数が10学級(18学級)となっており、中学校は1校、生徒数が88人、学級数が6学級で、小中合計2校(4校)、229人(259人)、16学級(24学級)となっている。 ※( )内は、全町における数

児童・生徒数の推移を見ると、近年は小学校・中学校において緩やかな減少傾向にあるもののほぼ横ばいで推移している状況であり、今後もこのような傾向が続いていくものと推察される。ただし、一時的かもしれないがコロナウイルス感染症の関係で、出生数が減少していることは事実である。

児童・生徒数の推計値は、更新する学校施設の規模に影響を与えるが、本町においては、1学年35人以下(中学校)で推移しているため、児童・生徒数による学校施設規模には影響はないと考えている。ただし、国では将来的にさらなる学級編成人数を引き下げること視野に入れているといわれ、また、特別な支援を要する児童・生徒も増えていることから、教室数の予測や普通学級の面積設定をする場合は、慎重な検討が求められる。

(3) 現状の課題整理

① 学校全体の学習環境の質を確保するための課題

1) 校舎

- ・老朽化の現状：築65年には達していなくても、40年を経過している。
- ・雄武小学校、中学校とも老朽化が激しく、特に中学校は、先の調査における劣化状況評価において健全度が35点と劣化が著しい。
- ・バリアフリー整備への未対応

2) 敷地・屋外

- ・駐車場の位置、歩車道分離、徒歩通学の動線、除雪～保護者による送迎やスクールバス通学を考慮

② 多様な学習形態に対応するための課題

1) 普通教室：児童・生徒の多様な学習スタイルが展開できる柔軟な空間が必要

- ・教室が狭隘
- ・少人数学習に対応した空間
- ・十分な収納スペース

2) 特別教室：特別教室の十分な学習空間の確保

- ・理科室～実験がしやすい広いスペースが必要
- ・図工室～小学校では利用頻度が低い

3) 学校図書館：図書館機能を要するスペース等の確保



- ・調べ学習での利用を活発化したい。
  - ・ICT活用との連携
- 4) ICTの活用：一人1台端末の運用方法や保管場所、インターネット環境、コンセント数など建物側の対応の遅れ
- ・電子黒板等ICT機器利活用のためのスペース確保
  - ・GIGAスクールへの対応
- 5) スポーツゾーン：学校プールの老朽化、体育館におけるステージ及びステージ袖の狭隘、音響設備の要更新、更衣室の確保
- ③ 多様なタイプの児童・生徒の居場所としての学習空間整備の課題
- 1) インクルーシブ教育の展開のための課題  
特別支援学級に対する需要の増加
- 2) 特別支援学級ゾーンと普通教室ゾーンとの関係  
教室やエントランスの位置関係、両ゾーンの間際に位置する第三の居場所の必要性（落ち着きを取り戻すためのクールダウン空間など）
- 3) バリアフリーへの対応  
校舎内にある段差の解消、エレベーターの設置
- 4) LGBTQ等への配慮  
トイレ、更衣室等
- ④ 教職員の働く場としての課題
- 1) 教職員が働きやすい職員室空間の確保  
教職員等の人数に対して十分な広さの確保、現状の職員室以外の居場所づくり（学年別【小・中】や専門科目別【中】の教員スペース、休憩室）

⑤ 地域住民や地域施設との連携の課題

1) 日常期：児童・生徒の活動確保と支援

- ・ 放課後児童クラブとの連携
- ・ 社会教育施設や子育て支援施設等との連携：町民センター、図書館、子育て支援センター等との連携
- ・ コミュニティ・スクール：学校運営協議会の会議室や地域の居場所が必要

2) 日常期：地域住民への学校開放

- ・ 地域開放：防犯対策との兼ね合いの難しさ
- ・ 学校が担う地域拠点性を考慮

3) 非常時、避難所利用

- ・ 防災拠点として、避難所としての課題：体育館の空調設備、トイレ、シャワー室等

4) 夏休み等長期休暇期、コロナ禍等緊急閉鎖期

- ・ 地域の子供たちの居場所としての空間提供
- ・ 教職員の負担外で、地域住民のワークスペース、学習環境としての空間提供の可能性

⑥ その他

1) 子供たちが学校にきたくなる、親が自身の子を通わせたいと思ってもらえるような空間づくり

2) 町独自の教育：各学校独自の教育、継承すべき地域の伝統

## 2 スポーツ施設

### (1) スポーツ施設の整備状況と配置

建物等名称	建築年度	延床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	位 置
ファミリースポーツセンター	S 51	1,204	3,955	字雄武 1381-4
武道センター	S 47	502	2,018	字雄武 1381-5
農村広場 (野球場)	S 62	12,104	49,526	字雄武 1501 他
ゲートボール場 I (弓道場)	H 4	674	小学校敷地内	字雄武 1381-1
ゲートボール場 II	H23	674	小学校敷地内	字雄武 1381-1

### (2) スポーツ団体の現状

#### ① スポーツ協会

野球協会、スキー協会、バレーボール協会、剣道連盟、テニス協会、柔道協会、バドミントン協会、弓道会、パークゴルフ協会、卓球協会、ブルームボール協会、ら・ぼーて、ジークンドー 以上13団体

#### ② スポーツ少年団

柔道、剣道、野球 以上3団体

### (3) 現状の課題整理

#### ① スポーツ施設全体の学習環境の質を確保するための課題

少子高齢化や人口減少によるスポーツ競技人口の減少が著しく、スポーツ施設を利用する団体・個人は減っており、活動においても小規模または休止している団体がある。

本町の中核的施設のスポーツセンターは、開館時間の関係から利用が制限されている上、指導員など常駐していないなど、町民の十分なニー

ズに対応できていない現状にある。また、施設の老朽化に伴い修繕など計画的に整備しているところであるが、抜本的な解決策とは必ずしもなっていない。第6期雄武町総合計画のアンケートでは、総合的な設備を要した体育施設の建設が熟望されている。

## ② 多様なスポーツ形態に対応するための課題

スポーツセンターは、床が弾力性のない構造のため足腰に過度の負担が生じる、アリーナ面積が狭く対応できない競技がある、観覧席がないなど多様なスポーツ形態に対応できていない。

陸上競技を行う団体（協会）は存在しないが、一定程度の競技者がいると考えられることから、一般町民が利用する陸上競技場の整備を検討する必要がある。

## 第3章 文教地区教育施設整備に当たっての考え方

### 1 学校施設

#### (1) これからの雄武町の学校教育の基本

- ① 子どもの成長環境を考え、学校間、保護者・地域が一体になって取り組む、幼・小・中・高の連携又は一貫教育を積極的に進める必要がある。
- ② 国際化・情報化・グローバル化という社会の進展はキー・コンピテンシー（思慮深く考える力）が求められているように、将来の社会の形成者としての資質・能力を育成する視点を持つことが重要である。
- ③ 連携・一貫教育はスタート段階では多様であるが、「共創の教育※」の考え方に基づいて推進する必要がある。

※共創の教育～学校教育はもともと子どもの健全な成長への「願い」が基本である。その「願い」は親にとっても、地域にとっても共通な土俵が存在する。したがって、「願い」を共有することで何が必要とされるかを考えるとき、「共創の教育」の理念が生まれる。その動きは学校と家庭、地域が共に子どもの教育に立ち上がろうとする営みである。

#### (2) SDG s の実現を目指す雄武の教育

SDG s の実現を目指す学校教育では、児童・生徒への平等に同じ量のサポートをする「Equality」から、多様多彩なサポートで、公正に同じ体験が可能となる「Equity」に変革する時代になっている。

その実現のために雄武町では、7つの基本コンセプトを設定する。

- ① 主体的・対話的で深い学びの実践
- ② インクルーシブ教育の展開
- ③ G I G Aスクールの推進
- ④ 行きたくなる、学びたくなる、働きやすい学校

- ⑤ 地域と連携した教育展開
- ⑥ 雄武町教育の伝統と次世代への継承
- ⑦ 地球・地域環境への貢献

(3) 学校施設を目指すべき姿

—基本コンセプトごとの学校教育施設のポイント—

- ① 主体的・対話的で深い学びの実践  
多様な学習方法が展開できる学習環境

《整備のポイント》

1) 普通教室ゾーン

少人数学級・グループ学習・異学年交流等多様な学習形態に対応できる空間・設備、家具も含めた設計・デザイン

2) 学校図書館を拠点とするラーニングハブ（学習拠点）

主体的な活動を行いやすい空間・設備

3) 特別教室ゾーン

大人数にも対応できる専門的な学習が可能な空間・設備

- ② インクルーシブ教育の展開  
多様な個性の児童・生徒の居場所としての学習環境

《整備のポイント》

1) バリアフリー等のハード面の整備

屋内外のスムーズな移動が可能な空間・設備

2) 普通教室ゾーン

クールダウンのための小スペース等、大小様々な居場所の確保

3) 特別支援学級ゾーン

特別支援教育のためのきめ細かい空間・設備、普通教室ゾーンとの位置関係の配慮

### ③ G I G Aスクールの推進

I C T機器活用、Society5.0時代の教育展開

《整備のポイント》

#### 1) I C T機器の整備と活用

・児童・生徒数に対応したI C T機器導入と、有効活用しやすい空間・整備

・学校内どこでもI C T等新規技術が活用しやすい空間・設備

### ④ 行きたくなる、学びたくなる、働きやすい学校

学校敷地全体（学校施設、屋外施設を含めた集合体として）をみた場合の学習環境整備

《整備のポイント》

#### 1) 児童・生徒にとって

学習にとどまらず、安心安全で楽しく学校生活を送れる空間

#### 2) 教職員にとって

効率的・機能的な働きやすい執務空間、児童・生徒との交流を持ち、過ごしやすい空間

#### 3) 学校敷地全体として

学校を利用する様々な人々が安心安全で気持ちよく過ごせる空間、魅力的な地域の拠点空間

### ⑤ 地域と連携した教育展開

地域と連携した教育が展開される学校空間、安全安心な地域のための学習環境、地域施設との複合化の可能性

《整備のポイント》

#### 1) 日常の地域へのサポート

P T Aや学習ボランティアがサポートし、活動しやすい空間・設備、地域住民が子どもたちの学習や安全を見守りやすい空間・設備

2) 日常の地域への学校開放

地域住民の活動・交流の場として利用しやすい空間・設備

3) 非常時の防災拠点

災害・緊急時に地域防災拠点として機能し得る空間・設備

4) 学校と地域との協働による地域拠点化

相乗効果を目指した空間の共用や運営管理、合理的なゾーニング

⑥ 雄武町教育の伝統と次世代への継承

地域の特色（町共有の財産/学校の宝物）を発見する、つくる、つなぐ

《整備のポイント》

1) 雄武町独自の教育

雄武町独自、学校独自で行う継承すべき活動のための空間・設備

2) 学校の宝物

各学校が次世代に残したい有形・無形な宝物の保全・活用を行う空間・設備

⑦ 地球・地域環境への貢献

学校空間が地域の魅力的な場所に、学校空間そのものを環境教育の教材にする。

《整備のポイント》

1) 環境負荷の軽減

クリーンエネルギー活用、エコスクール、ライフサイクルコスト削減等、SDGsへの貢献も意識した空間・設備、教育教材としての活用

2) 緑地空間

児童・生徒と地域住民が日常的に自然を感じ、触れることのできる学校敷地内の緑地空間の確保・整備



## 2 スポーツ施設

### (1) スポーツ施設の役割

幅広い人々が、それぞれの関心・適正に応じてスポーツに参画する活動基盤としてスポーツ施設は欠かすことができない。また、スポーツ施設は、多くの人々が集い、交流する場でもあり、スポーツを通じた地域づくりの推進の拠点ともなっている。

町立スポーツ施設は、競技選手など特定の者のみならず、一般の方々も気軽にスポーツに親しむことができる場として、町民の健康づくりや生涯スポーツ・競技スポーツの振興を支える場となっている。

本町のファミリースポーツセンターや武道センターは、住民の身近なところにあって、日常的な健康づくりやスポーツ活動のほか、各種大会の会場として機能している。

### (2) スポーツ施設の目指すべき姿

新しいスポーツ施設は、数十年後の町の姿を見据え、華美に走らず、機能的で、管理しやすい設計とし、清潔で明るく、町民が気軽に利用して健康・体力づくりにいそしむことのできる場として、人にも地球にもやさしい施設とする。

#### ① 日頃のスポーツ活動の場としての体育館

第6期町総合計画では、継続してスポーツ活動を行う町民の割合を今後上昇させることを目標としている。そのため、日頃のスポーツ活動の場として有効に活用できる体育館

#### ② スポーツ大会の会場としての体育館

今まで開催が困難であった全道大会につながる地方大会会場になりえるアリーナ規模を備え、ウォーミングアップができる控室や必要な観覧席を設けた体育館

#### ③ スポーツを観る場としての体育館

様々な大会をはじめ、トップアスリートの試合を観戦できるアリーナ規模や相応の観覧席を持った体育館

- ④ スポーツを支える場としての体育館  
町民が気軽に利用でき、スポーツを支えるコミュニティ醸成の場としての機能も備えた体育館
- ⑤ 武道場を備えた体育館  
武道を含め、多くの競技会場が集約されている体育館
- ⑥ 文化行事等の会場として使える体育館  
大きなフロア面積を持つ施設として、文化行事など町民ニーズに応えられる機能（ステージ等）を備えた体育館
- ⑦ 災害避難所としての体育館  
十分な耐震性を備え、災害時には避難所として町民に安心を与え、万一の場合にも快適に過ごせる安全な体育館
- ⑧ 人や地球にやさしい体育館  
冷暖房を整え、バリアフリーや子育てに配慮し、環境への負荷の少ない人や地球にやさしい体育館

## 第4章 施設改修の計画内容

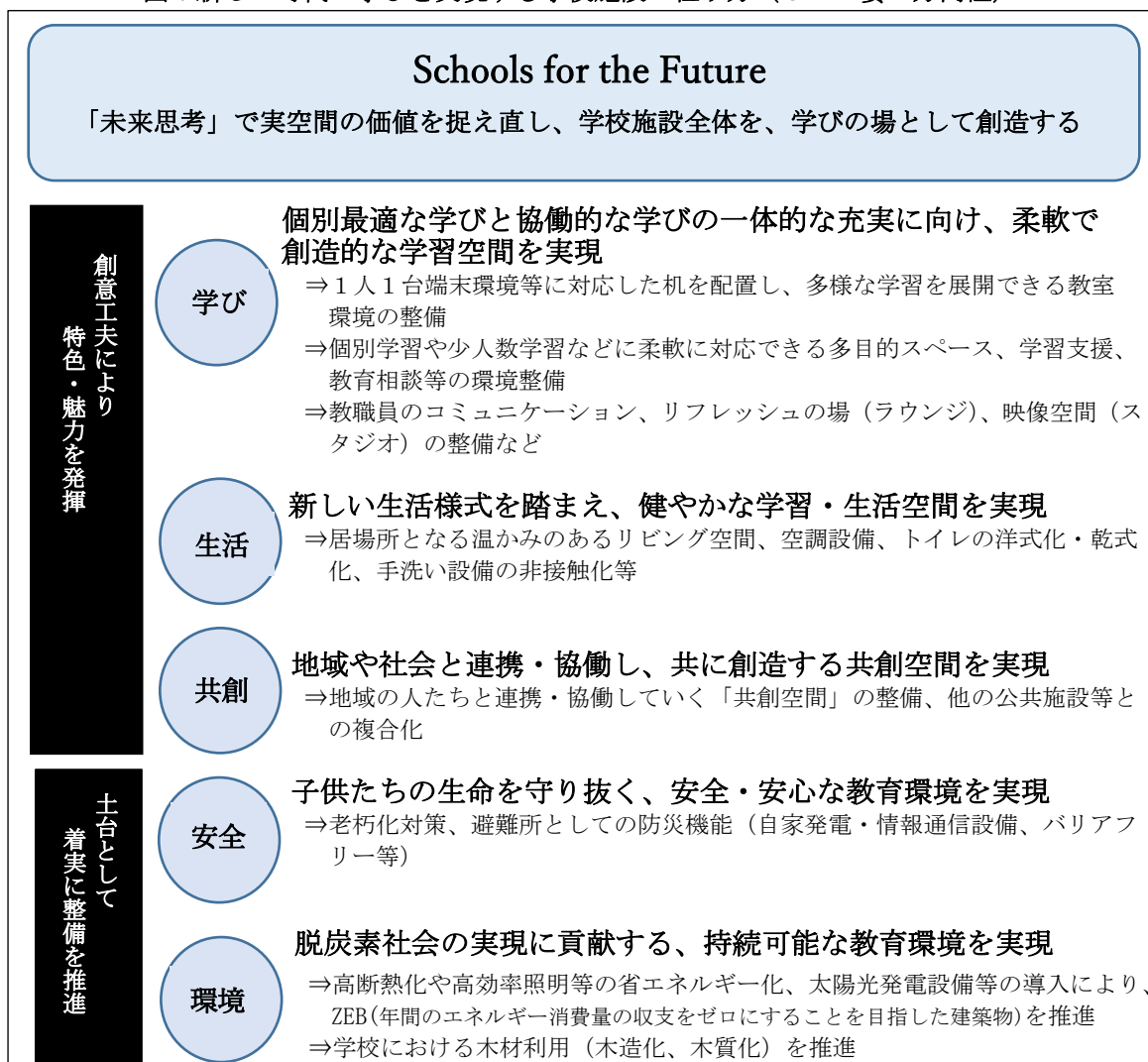
### 1 学校施設

#### ○基本的な考え方

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実を図るため、GIGAスクール構想の推進と同時に、学びの基盤となる学校施設についても、新しい時代にふさわしい姿を目指していく必要がある。

文部科学省による「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」(図)を踏まえ雄武町において新しい時代の学びを実現するために、学校施設整備において重点化すべき方向性として次の項目を基本とし、検討を進める。

図：新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方(5つの姿の方向性)



① この基本方針に基づき、文教地区教育施設等整備基本構想を策定し、順次基本計画、設計、施工を進める。

② 小中一貫教育に向けて

平成18年の教育基本法の改正により義務教育の目的が、平成19年の学校教育法改正により義務教育の目標が、いずれも9年間を通した形で新たに規定された。

これを受け、義務教育学校などの小中一貫教育を行う学校制度を取り入れる自治体も増えており、本町においても、本町で取り組んできた小中連携をさらに充実させる取組の一つとして小中一貫教育の導入における課題を考慮しながら検討し、この制度に十分対応できる学校施設づくりを目指す。

③ 地域に開かれた学校づくり

地域の人たちと連携・協働する共創空間を整備～学校と地域住民を切り分けせずオープンにすることで、お互いがやっていることを知り、刺激を与えるような開かれた空間を創出する。これは、今までの学校の中だけで完結する学びから、地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、地域コミュニティの拠点となる学校の中、あるいは隣接地（施設）に、地域の人たちと協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための共創空間を生み出していこうとするものである。

こうした「共創空間」を創出する上では、児童生徒の動線と地域住民等の動線との整理、死角を作らないための設計上の工夫など、防犯の視点も含め、必要な施設整備の留意点について検討する。

④ 適正な学校規模（学級数、児童・生徒数）

児童・生徒の人間形成や社会性の育成のため、適正な学校規模を維持することが重要であるが、本町の場合、町内における全ての児童・生徒を一つにまとめても、1学年30人前後となるため、本町における適正な学校規模は、小学校、中学校とも各学年おおむね30人とする。

なお、適正規模に満たない沢木小学校については、地域との話し合いを得ながら統廃合の可能性も含めて検討を行う。

## ⑤ 学校施設規模

学校施設の設計に当たっては、第2章第1項「学校関連施設」で示した児童・生徒数や課題整理をもとに、適正な施設規模を検討する。

## ⑥ 改築時期検討方法

改築時期を検討する上では築後経過年数を考慮するが、雄武小学校、中学校とも築後40年以上を経過しており、また、コスト面や教育内容の質の確保及び向上を図るため（小中一貫教育関連）、小学校、中学校一体的校舎の建設を視野に入れて、最終的な時期を決定する。

## ⑦ 改築コストの削減及び財源の確保

改築に当たっては、町の財政状況を考慮し、次のとおりコスト削減に努める。

- ・標準仕様の設定に当たっては、工法の検討などによる1㎡当たりの建築単価の抑制に努める。
- ・改築時の仮設校舎はコストがかかるため、設置しない計画とする。
- ・稼働率の低い施設、設備については、教育活動に支障のない範囲で小学校、中学校共同活用を推進し効率化を図る。
- ・財源の確保に当たっては、国庫補助事業等を積極的に活用し、町の財政状況に応じて起債についても検討する。

## ⑧ 児童・生徒の健康、ユニバーサルデザインに配慮した学校施設

「学校保健安全法」に規定による「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒の健康に配慮した建物とするほか、国の「学校施設バリアフリー化推進指針」等に配慮し、段差解消、手すりの設置、通路の幅員の確保など学校施設のバリアフリー整備を行う。

また、インクルーシブ教育を視野に入れ、ユニバーサルデザイン等、「障害者差別解消法」により求められる合理的配慮にも留意した学校施設のあり方を検討する。

## ⑨ 機能的かつ開放的な職員室

### 1) 開放的な雰囲気への創出

- ・職員室を「開く（オープンプローア）」ことで開放的になり、子どもたちや保護者などが職員室を訪ねやすくする。
- ・カウンターや相談コーナーを設けることにより、子どもたちや来訪者への対応を行いやすくする。

### 2) 執務機能の向上

- ・ICT環境や十分な収納スペースを整えることで、教員の机まわりの解放感が得られるとともに、執務のための機能が高まる。
- ・ラウンジ等、教員が休憩できる空間も充実させることで、教員がリフレッシュでき、教員同士の交流や情報交換が生まれる。

### 3) 小学校、中学校教員を一体的に配置

- ・小学校職員室と中学校職員室を分けず、同じフロアに配置することにより、小中一貫教育の基礎づくり及び推進が容易になる。  
※場合によっては、仕切り壁（移動式）が必要

## ⑩ 安全・安心に配慮した校舎整備

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、地域の実情を踏まえた上で防犯に配慮した校舎を整備する。

## ⑪ 地球環境に配慮した校舎整備

- ・環境教育の推進と合わせ、太陽光発電などのエネルギーを活用し、脱炭素化を推進する。
- ・学校施設の「ZEB※」化～高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等
- ・木材利用の促進～木造、内装木質化

※ZEB～Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことをいう。

## ⑫ 地域の防災拠点としての防災機能の整備

避難所としての役割を考慮し、施設・設備の安全性に配慮した校舎を整備する。また、地域の防災拠点、避難所としての役割を担う施設として、災害時に配慮し、避難所機能を充実させた体育館、防災資材倉庫、非常用電源、情報通信設備などの施設整備に努める。

## ⑬ 他施設との複合化・共用化・集約化（検討）～学校施設の多機能化

文教地区教育施設の老朽化がピークを迎える中、児童・生徒や町民の多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要とされている。そういった中で、中長期的な将来設計を踏まえ、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進する必要がある。

今後の人口推計や少子高齢化の進行状況を考えると、単一の施設に巨額の経費をかけることは現実的に難しく、費用対効果や利用効率も低いものになることは明らかである。そのため、学校施設と他の公共施設（スポーツセンターなど）を複合化し、共用化することにより、よりよい施設ができると思われるため、それを検討する。

なお、学校と社会教育施設、児童福祉施設、高齢者福祉施設等の複合化に当たっては、施設間の相互利用や共同利用等による学習・生活環境の高機能化、多機能化に寄与することや、児童・生徒の学習と生活に支障のないことを考慮しなければならない。

例：学校体育館を総合体育館として整備し、町民との共用化を図る。  
学童保育の設置 等

## ⑭ 既存施設の利活用

小中一体型校舎とした場合、あるいは学校体育館を総合体育館と併用した場合、利用の調整が必要となるが、それをできるだけ回避するため、既存の学校体育館またはスポーツセンターを利活用することも検討する。

## 2 スポーツ施設

### ○基本的な考え方

新しい体育館は、数十年後の町の姿を見据え、華美に走らず、機能的で管理しやすい設計とし、清潔で明るく、町民が気軽に利用して健康・体力づくりにいそしむことのできる場として、人にも地球にも優しい施設とする。

そして町民のスポーツ活動を支え、大会の開催やスポーツ観戦の需要にも応えるものにする。

- ・日頃のスポーツ活動の場として
- ・スポーツ大会の会場として
- ・スポーツを観る場として
- ・スポーツを支える場として
- ・芸術文化行事の会場として

スポーツ施設の建設は、学校施設建設終了後となり、長い期間を要することになる。また、今後の人口減少、高額な建設費、学校活動と社会人等の活動の時間帯を考慮し、次の事項を並行して検討する。

- ① 既存施設の維持保全：既存の施設は計画的に改修を適宜実施し、劣化防止に努める。
- ② 学校施設（学校体育館）との共用化又は集約化を検討する。



## 第5章 地域連携に関する計画内容・方針

### 1 学校施設の地域開放空間（学校の空間を地域に）

- ① 地域住民に開放するスペースを明確に設定して計画し、管理を学校が負担しすぎず共用していくゾーニングの設定
- ② 夏季休業期間などの長期休業や感染症等による休校期における地域の子どもたちや地域住民に開放可能なスペースと、その際の運営方法等を検討しておく。

### 2 学校施設と地域施設又はスポーツ施設との連携・相互活用

スポーツセンター、武道センター、ゲートボール場の活用

### 3 防災拠点・避難所としての機能

- ① 短期・長期の避難生活に耐えるスペック
- ② 防災訓練の場・防災拠点、防災倉庫

### 4 将来的な地域施設との複合化の可能性

将来的に少子化が進み、余裕教室、空間が出る場合、学校（児童・生徒）と相互活用がしやすい施設が学校施設内に機能を移転する可能性を考慮しておく。

### 5 当該エリアにおける将来展望

上記4の考えの他、公共施設は、利便性、相乗効果、コストパフォーマンス、サービス等を考えると、可能な限り集約すべきであり、今後の本町の公共施設建設の在り方として、全ての町民が交流し、利用できるエリアとする考え

のもと進めることが望ましい。

この文教地区については、広大な土地面積を有しており、あらゆる施設を集約することが可能である。学校などの文教施設のみにとらわれず、保育所や児童センター等の児童福祉施設、高齢者交流施設（老人福祉センター）等の高齢者福祉施設、そして公園などをこのエリアに集約し、誰もが気軽に集い交流できる場となることを将来展望として想像しながら取り組んでいく（仮称：シン・おうむタウン構想）。

なお、このエリアには高齢者福祉スポーツ施設であるゲートボール場が2棟存在している。これを有効に生かすために、現在、計画されている老人福祉センターを当該施設と隣接してはどうか提案する。

## 第6章 整備の進め方、実行計画

### 1 整備スケジュールと決定のための基本的な考え方

#### (1) 学校施設整備の進め方

今後の学校施設改築に向けて、学校施設の基本的な仕様、機能等については、本方針策定後に学校、学校関係者（CS委員など）、庁内関係者、社会教育関係委員、学識経験者により検討し、文教地区教育施設整備基本構想（仮称）として定める。

また、基本構想段階から、学校、保護者、地域住民、庁内関係者など多様な立場から意見を募るためのアンケート、懇談会を行うこととし、基本計画策定に結び付ける。

基本設計では、必要な諸室と条件の整備、平面計画等の検討を行い、実施設計に結び付ける。

基本構想から竣工までの期間は7～8年間を目安とし、各段階の必要期間は以下のとおりとする。

- ・文教地区教育施設整備基本構想 2年
- ・文教地区教育施設整備基本計画・学校施設整備基本計画の策定 1年
- ・学校施設設計（基本、実施） 2年
- ・学校施設工事 2～3年

#### (2) スポーツ施設整備の進め方

総合体育館を単独で整備する場合は、学校施設整備の後となり、建設が大幅に遅れる可能性がでてくるため、学校体育館と統合・共用することを前提に計画を進め、その検討は学校施設整備の進め方に則って行う。

なお、検討段階で総合体育館単独での整備となった場合は、学校整備終了後、新たにスポーツ施設整備基本計画を策定して建設計画を進める。

## 2 推進体制と計画的な整備の実施

### (1) 庁内体制

庁内における準備及び検討を行うための体制を、教育委員会を中心に構築し、学校が地域の拠点施設であることを考慮しつつ、町長部局や関連部局との調整を行い、連携を図る。

### (2) 文教地区教育施設等整備準備室（仮称）の設置

本事業は、小学校と中学校の建設のみならず、既存施設の利用や将来的には様々な機能を有したエリアを構築する壮大な計画であるため、財政や教育・福祉に関する知識、企画力、人の意見を聴き適正にまとめることのできる能力やコミュニケーション能力、あるいは施設の現状を把握し、かつ法令などの規制や適切な工法などに精通した職員の確保が必要である。

また、学校建設においては、計画上約8年間という短い期間で竣工することになるので、現存の組織体制で行うことは非常に難しい状況にある。よって、この計画・事業をスムーズに進めるために、教育振興課内に当該事業推進の専門部署として「文教地区教育施設等整備準備室（仮称）」を設置し、ここを中心として事務を進める。

#### ○準備室職員配置案

- ・準備室長
- ・建築技師
- ・教育指導主事

### (3) 「文教地区教育施設等整備懇談会（仮称）」の設置と役割

日常の学校運営に携わるコミュニティ・スクール（学校運営協議会）や社会教育関係委員等との連携を図りながら、「文教地区教育施設等整備懇談会（仮称）」を設置し、文教地区教育施設等整備基本構想、基本計画（文教地区教育施設等整備・学校施設整備）を策定する。

さらに、懇談会は、基本設計・実施設計、整備工事、整備後の評価について、説明・相談を受け、整備後のスムーズな学校運営につなげる。

## 全体スケジュール（学校施設関係）

	日 程	内 容
1	R 5. 8. 28	基本方針の決定
2	R 5. 9 ～	各教育関係機関に方針説明 各学校、社会教育委員、スポーツ推進委員、 コミュニティ・スクール協議会、議会
3	R 5. 9 ～	基本構想策定作業着手、視察等 文教地区教育施設等整備懇談会（仮称）設置 ※基本構想策定業務委託業者選定
4	R 6. 12	基本構想策定
5	R 7. 4	文教地区教育施設等整備基本計画及び学校施設 整備基本計画策定着手
6	R 8. 3	文教地区教育施設等整備基本計画及び学校施設 整備基本計画策定
7	R 8. 4 ～ R 9. 3	学校施設基本設計、実施設計
8	R 9. 4 ～ R11. 3	学校施設竣工